

接続料と利用者料金について

<目 次>

1	概要	1
---	----------	---

接続料と利用者料金との関係について

1 経緯

- 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、小売料金はコストに適正利潤を加えたものになることから、接続料の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金との関係に関する検証(以下「スタックテスト」という。)を行っている。
- NGNでアンバンドルする機能(收容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能、イーサネット接続機能)については、平成20年3月付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」及び「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書(平成20年12月。以下「報告書」という。)において、新規に接続料が設定される機能であることや将来原価方式で算定されること等から、接続料の妥当性を多角的に検証する必要性がより高いため、「フレッツ光ネクスト」、「ひかり電話」、「ビジネスイーサワイド」の3区分を新たに追加(「ビジネスイーサワイド」については、接続料と利用者料金との間で料金設定の単位や対象が異なるため、これらの課題解決に向けた検討を行った上で実施。)してスタックテストを実施することが適当とされた。
- これらを踏まえ、今回のスタックテストを行うものであるが、
 - ①総務省が実施するスタックテストの対象サービスとしては、平成22年度接続料を設定する機能に係る「フレッツ光ネクスト」・「ひかり電話」及び「ビジネスイーサワイド」の3区分とする(「フレッツ光ネクスト」・「ひかり電話」については、実施済み。)とともに、
 - ②NTT東西が実施するスタックテストについては、平成22年度接続料が将来原価方式で算定されるため今回の認可時においては実施しない(接続会計の公表時に行うものにあつては、「フレッツ光ネクスト」と「ひかり電話」について、平成21年度接続会計の公表時(「ビジネスイーサワイド」については、平成22年度会計の公表時)から開始する。)こととする。
- なお、接続料と利用者料金との関係が必ずしも固定的なものではないため、スタックテスト上の基準が満たされない場合、直ちに接続料が不当であると判断することは適当ではなく、当該接続料を設定した事業者に対し、当該接続料が妥当であるにもかかわらずスタックテスト上の基準が満たされなかったことについて説明を求め、当該事業者から合理的な論拠が提示された場合には、当該接続料を妥当と判断するとされている。

2 検証結果

- 今回の検証においては、「ビジネスイーサワイド」について、NTT東西に対して、それぞれ検証に必要な資料の提出を求めた。
- 検証方法としては、1)利用者料金が接続料を上回っているか否かについて、個々の利用形態ごとに検証するとともに、2)利用者料金収入と接続料収入の差分(営業費相当分)が営業費の基準値(利用者料金収入の20%)を下回らないものであるか否かの検証は、営業費

が利用形態ごとに均等に生じるものでないことにかんがみ、サービスブランド※を単位として実施した。

※ 接続料設定事業者により同種のサービスとして位置づけられているサービスメニューの集合をいう。

- なお、NTT東西が提供する「ビジネスイーサワイド」については、CUGタイプの利用者料金のみを設定しておりPVCタイプの利用者料金を設定していないことから、検証の対象とする接続料については、PVCタイプの接続料を算定した際の考え方及び手順に基づきCUGタイプの接続料相当額を計算し、当該料金とCUGタイプの利用者料金の関係を検証することとする。これにより、PVCタイプの接続料算定の考え方及び手順の適正性が検証可能である。

また、CUGタイプの利用者料金はMA内料金が1Gb/sごとの設定となっており、また、事業者ごとのバルク型料金も採用していないなど、接続料とは料金設定の単位や対象に違いがあることから、利用形態ごとの利用者料金と接続料を比較することとする。具体的には、①MA設備まで利用する場合と、②県内設備まで利用する場合の1回線あたりの平均的な利用者料金と接続料相当額を計算し、これらを比較することで検証することとする。

これらの検証を行った結果、上記の検証の基準を満たすものと判断されれば、PVCタイプの接続料についても、適正なものと判断されるものと考えられる。

- 以上を踏まえた検証結果は以下のとおりである。

NTT東日本			
サービスブランド	利用形態	1)利用者料金との比較	2)基準値の検証
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合	○	○
	県内設備まで利用する場合	○	

NTT西日本			
サービスブランド	利用形態	1)利用者料金との比較	2)基準値の検証
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合	○	○
	県内設備まで利用する場合	○	

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの、×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

(検証結果に対する総務省の考え方)

■ ビジネスイーサワイド

営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、いずれの利用形態においても、利用者料金が接続料を上回っており、接続料が不適正であるとは認められない。